

# 東京医科歯科大学医学部附属病院薬剤部規則

平成16年4月1日  
規則第107号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院薬剤部（以下「薬剤部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 薬剤部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、中央診療施設として患者に対し、診療上必要な薬剤業務を行うほか、教育及び研究を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 薬剤部に、次の係を置く。

- (1) 薬務係
- (2) 調剤係
- (3) 麻薬係
- (4) 製剤係
- (5) 入院調剤係
- (6) 薬品情報係
- (7) 試験研究係
- (8) 臨床治験係

(業務)

第4条 薬剤部は、次に掲げる業務を行う。

## 1 薬務係

- (1) 薬剤部の業務について統括し、連絡調整すること。
- (2) 医薬品等の購入計画に関すること。
- (3) 医薬品等の在庫管理に関すること。
- (4) 薬剤部の研修及び受託実習生に関すること。
- (5) その他、他の係の所掌しないこと。

## 2 調剤係

- (1) 外来調剤室における調剤に関すること。
- (2) 前号の調剤に使用する医薬品（麻薬及び覚せい剤を除く）の管理に関すること。

## 3 入院調剤係

- (1) 入院調剤室における調剤に関すること。
- (2) 前号の調剤に使用する医薬品（麻薬及び覚せい剤を除く）の管理に関すること。

## 4 麻薬係

- (1) 麻薬及び覚せい剤の管理並びにその記録及び報告に関すること。
- (2) 麻薬及び覚せい剤の調剤業務の調査に関すること。
- (3) 麻薬及び覚せい剤の施用についての指導に関すること。

(4) 処方せんによる注射薬の供給管理に関すること。

## 5 製剤係

(1) 錠剤、散剤、座剤、軟膏剤、注射剤、点眼剤等の製剤（以下「一般製剤」という。）の製造に関すること。

(2) 一般製剤の供給及び品質管理に関すること。

(3) 一般製剤の製法技術に関すること。

(4) 一般製剤に使用する医薬品の管理に関すること。

## 6 薬品情報係

(1) 医薬品等の情報の提供に関すること。

(2) 医薬品等の情報の収集及び調査に関すること。

(3) 「東京医科歯科大学医学部附属病院医薬品集」の編集に関すること。

(4) 薬品管理指導業務に関すること。

## 7 試験研究係

(1) 医薬品等の品質試験に関すること。

(2) 薬物血中濃度モニタリングに関すること。

(3) 全各号の業務に使用する医薬品等の管理に関すること。

## 8 臨床治験係

(1) 治験に係る連絡調整に関すること。

(2) 治験薬の管理に関すること。

(3) 治験薬の調剤・交付及び服薬指導に関すること。

(4) 治験実施計画の予備審査及び服薬指導に関すること。

（職員及び職務）

第5条 薬剤部に、次の職員を置く。

(1) 部長

(2) 副部長

(3) 教員

(4) 主任

(5) 医療技術職員

(6) その他必要な職員

2 部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

3 部長は、病院長の命を受け、薬剤部の管理運営に当たる。

4 副部長は、大学院医歯学総合研究所医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。なお、医療技術職員を本職として充てる場合は、次条第1項から第6項までは適用しない。

5 副部長は、部長の職務を補佐する。

6 教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

7 主任は、部長の命を受け、業務を分掌する。

8 その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第6条 部長及び副部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長、副部長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（雑則）

第7条 薬剤部の運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。

2 この規則に定めるもののほか、薬剤部の業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

（その他）

第8条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月17日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第90号）

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。